

## 2019年度国立研究開発法人理化学研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人理化学研究所(以下、「理研」という。)は、事業及び事務の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、2019年度の調達等合理化計画を以下のとおり定める。

## 1. 調達の現状と要因の分析

理研は、我が国で最大規模かつ最高水準にある、自然科学全般に関する総合的研究機関であり、常に世界トップレベルの研究成果の創出を目標とし、優れた研究環境や先進的な研究システムの整備に努めるとともに、研究開発能力を強化し、新たな分野を切り開く努力を行っている。

- (1) 理研における平成30年度の契約状況は表1のとおり、契約件数は**3,084**件、契約金額は**1,494**億円である。このうち競争性のある契約は**2,388**件(77.4%)、**564**億円(37.8%)であり、競争性のない随意契約は、**696**件(22.6%)、**930**億円(62.2%)となっている。

平成29年度と比較して、競争性のない随意契約の件数は**16**件増加、金額では**709**億円増加している。金額については、京コンピューターの後継機となる「次世代超高速電子計算機システムの製造・構築」の調達が主な増加要因であると考えられる。件数については、外部資金に係る委託研究契約が**15**件増加したことが主な要因であると考えられる。この外部資金に係る委託研究契約や企業等との共同研究契約**167**件、約**35**億円(平成29年度は**161**件約**15**億円であり**6**件増、**25**億円増)が競争性のない随意契約とせざるを得ない件数と金額に含まれている。

表1 平成30年度の理化学研究所の調達全体像

(単位:億円)

	平成29年度		平成30年度		比較増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	2,387 (75.9%)	329 (58.8%)	2,328 (75.5%)	556 (37.3%)	59 (2.5%)	227 (69.0%)
企画競争・公募	76 (2.5%)	10 (1.7%)	60 (1.9%)	8 (0.5%)	16 (21.1%)	2 (20.0%)
特例随意契約	- ( )	- ( )	- ( )	- ( )	- ( )	- ( )
競争性のある契約(小計)	2,463 (78.4%)	339 (60.6%)	2,388 (77.4%)	564 (37.8%)	75 (3.0%)	225 (66.4%)
競争性のない随意契約	680 (21.6%)	221 (39.4%)	696 (22.6%)	930 (62.2%)	16 (2.4%)	709 (320.8%)
合計	3,143 (100%)	559 (100%)	3,084 (100%)	1,494 (100%)	59 (1.9%)	935 (167.3%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の( )書きは、平成30年度の対29年度伸率である。

(注3) 競争入札等には、競争入札を実施したが落札に至らず、交渉の結果随意契約としたものを含む。

(2) 理研における平成 30 年度の競争入札案件に占める一者応札・応募の状況は表 2 のとおり、応札・応募が 1 者であった契約の件数が 1,835 件 (79.0%)、金額は 364 億円 (75.5%) である。これは、理研が独自の・先端的な研究機関であり最新の技術を取り入れたものや、世界最高水準の高度な技術を要求することから、対応できる業者が限られることが多いということ等が要因として考えられる。

平成 29 年度と比較すると、全件数に占める 1 者以下の応札・応募の割合は 4.4%増加している。これは、平成 29 年度で中長期目標期間が終了し、平成 30 年度からの新たな労働者派遣契約の一者応札の件数及びその割合が増加したためであると考えられる。金額ベースで見ると、平成 29 年度は、競争入札 311 億円のうち 1 者応札案件は 201 億円で、占める割合は 64.6%であった。平成 30 年度は、競争入札 482 億円のうち 1 者応札案件は 364 億円で、占める割合は 75.5%であった。これは、「理化学研究所本部・事務棟整備等事業 (PFI)」が 1 社応札となったことが大きな要因と考えられる。

表 2 平成 30 年度の理化学研究所の一者応札・応募状況 (単位:億円)

		平成 29 年度	平成 30 年度	比較増 減
2 者以上	件数	658 ( 27.2%)	487 ( 21.0%)	171 ( 26.0%)
	金額	110 ( 35.4%)	118 ( 24.5%)	8 ( 7.3%)
1 者以下	件数	1,758 ( 72.8%)	1,835 ( 79.0%)	77 ( 4.4%)
	金額	201 ( 64.6%)	364 ( 75.5%)	163 ( 81.1%)
合 計	件数	2,416 ( 100%)	2,322 ( 100%)	94 ( 3.9%)
	金額	311 ( 100%)	482 ( 100%)	171 ( 55.0%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約 (一般競争、指名競争、企画競争、公募) を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の ( ) 書きは、平成 30 年度の対 29 年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

1. の現状分析等及び理研における調達の特徴を踏まえ総合的な検討を行った結果、法人の使命である「研究成果の最大化」を推進するために、以下、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 随意契約に関する取組

随意契約については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針 (平成25年12月閣議決定)」において、「一般競争入札を原則としつつも、事務・事業の特性を踏まえ、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること」との方針が示されたことに基づき、総務省が示す随意契約によることができる具体的なケースを踏まえ、研究所の研究開発業務の特性を考慮した適切な調達ができただかを検証する。また、多様な調達に対応するため以下の調達方式も活

用する。

【入札基準額以上の契約事案に占める競争性のない随意契約となった案件が随意契約として適切なものであったか。また、下記方式の効果も検証する。】

① 企画競争方式

発注する業務に関する企画提案や技術提案を広く公募し、その提案内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約相手として選定する企画競争を実施する。

【随意契約における企画競争方式を実施した結果、提案内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約相手とできたか具体的事例をもって検証する。】

② 随意契約の事前確認公募方式

専門知識や経験、特殊な技術等が不可欠な案件について、特定の者との随意契約による契約を締結する場合に、事前に案件の仕様書を公表して、業務の実施に必要な要件を明示することで、契約締結を予定している者以外で当該業務を実施することができる者の有無を確認することにより、競争性及び透明性を確保する。

【随意契約の事前確認公募を実施した件数、また、随意契約の事前確認公募を実施した結果入札へ移行することとなった件数等を把握するなど、競争性及び透明性が確保できたか検証する。】

(2) 一者応札・一者応募に関する取組

【競争入札に占める一者応札・応募の件数等を、以下の施策を着実に実施することで低減に努める。また、以下の施策の効果を検証する。】

① 調達情報公開の継続

供給業者が調達内容の詳細を容易に取得できるように理研のホームページ上に調達情報を掲載し、仕様書等をダウンロードできるようにしている。

また、希望する業者に対しては、入札情報の自動配信サービスも実施している。

今後も供給業者が調達内容を把握できるよう調達情報の公開に努めていく。

【公告の掲示版への掲示だけでなく、ホームページにも掲載を行ったか。入札情報の自動配信サービスを実施したことでの業者等からの反応や関心等効果の検証。】

② 公正性、競争性の担保

調達要求元が仕様書を作成する際に、過度な制限や一者偏重（特化）になることを避け公正性、競争性を担保するために、適正な仕様書の作成を行うよう啓発に努める。

【仕様書の作成に関する注意、啓発等の回数。会議等での発表回数。】

③ 入札参加要件の緩和

競争参加者に対して求める実績については、調達対象分野における経験及び技術力の確保を目的とした実績要件から、可能な範囲で必要最低限の経験及び技術力の確保を実績要件とするよう緩和に努める。

【入札参加の緩和を行った件数。】

④ 公告期間の確保

理研の契約事務取扱細則においては、「一般競争に付そうとするときは、入札期日の前日から起算して少なくとも 10 日以前に掲示、その他の方法により公告するものとす

る。」と定められているが、実際には、「止むを得ない場合を除き、業務日で**10**日以前に公告する。」こととして、応札者が十分な準備期間を確保できるよう配慮している。

今年度も引き続き、案件ごとの特殊性も考慮の上、より適切な公告期間の確保に努めていく。

【公告期間を業務日で**10**日間とした入札件数、業務日で**10**日を超えて公告期間を確保した件数、公告期間の短縮を行った件数を比較しより長く確保したか検証する。】

### (3) 単価契約及び一括契約の締結促進の取組

随意契約の件数を削減し、効率的な予算執行を実施するため、消耗品や耐久消費財、役務等について、単価契約及び一括契約の締結を促進するとともに、調達集約効果による事務業務の負担軽減を目指す。

【単価契約及び一括契約による調達を業務効率の向上につながるよう検討した上で実施し、効果について検証する。】

### (4) Web 調達の活用

少額で購入頻度の高い消耗品等の調達については、発注手続きの効率化に資するものとして、近年発達してきた**Web** 調達が挙げられる。

和光事業所において運用してきた**Web** 調達を全所へ展開したところであるが、これにより、調達の簡素化等業務の効率化を目指す。

【**Web** 調達契約の全所的展開により調達の簡素化等業務が効率化されたか検証する。】

### (5) 新たな随意契約方式導入の検討

特定国立研究開発法人における新たな調達方式として「特定研究開発法人の調達に係る事務について」（平成**29**年**3**月内閣総理大臣・総務大臣決定）において認められている特定国立研究開発法人特例随意契約（以下「特例随契」という。）の導入については、適用するための条件及び研究開発成果の早期発現につながるか等を検証する。

【特例随契を適用するための条件及び研究開発成果の早期発現につながるか等を検証する。】

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

### (1) 発注権限の遵守

理化学研究所においては原則としてすべての発注は契約担当部署から行う。

【全ての発注は、契約担当部署からの発注としたか。】

### (2) 随意契約に関する内部統制の確立

入札実施基準額を超える随意契約案件については、事前に契約審査委員会において、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との合規性の観点から適否の審査を受ける。

【少額随意契約基準を超える競争性のない随意契約について、全件契約審査委員会の審査を実施したか。】

(3) 契約担当部署による納品確認の徹底

検収にあたっては、契約担当部署（納品確認センター及び納品確認スタッフ）による納品確認を実施しているが、不正防止の観点から確実に実施する。

【物品の納品にあたって、確実に納品確認を行ったか。】

(4) 公的研究費の不正使用防止のための取組

研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、調達手続の枠組みを契約担当部署で共有するとともに、研究者へ周知徹底する。

【事業所の契約担当者間で共有を行ったか。研究室へ周知を行ったか。】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、契約担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討委員会を設置した。（平成 27 年 12 月 24 日規程第 103 号） 調達等合理化検討委員会を中心に、調達等合理化に取り組むものとする。

また、必要に応じて同委員会に作業部会を置き、具体的な作業等を行うものとする。

調達等合理化検討委員会の構成

委員長：契約担当理事

委員：

- ・ 副理事のうちから理事（契約担当）が指名する者
- ・ 契約業務部長
- ・ 筑波事業所研究支援部長
- ・ 横浜事業所研究支援部長
- ・ 神戸事業所研究支援部長
- ・ 播磨事業所研究支援部長

上記のほか、委員長は、必要に応じて委員を指名可能。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して「契約状況の点検・見直し方針」（平成 21 年 11 月 26 日理事会議決定）に該当する個々の契約案件の点検・見直しを行い、その審

議概要を公表する。

## 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、理研のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。

以 上